平成２５年（フ）第４２号
新潟県魚沼市宮沢新田80番地２
破産者　森山　ソメ
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
和歌山市園部110番地の４
破産者　金岡　秀樹
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
和歌山市園部110番地の４
破産者　金岡　尚子
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９７号
堺市美原区真福寺74―２―201、開始決定時の住所和歌山県橋本市神野々1021番地の７
破産者　嘉田　　剛
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１号
和歌山市松島297番地の８　ディアス乙井202号
破産者　石井　　寛
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降175、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町478番地の11
破産者　セイフティーサポート河合重機こと
河合　清隆
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７号
和歌山市本町８丁目１番地の４　徳邦マンション38号
破産者　寺村ジュエリーショップこと咲蔵こと
寺村　孝夫
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
徳島県阿南市富岡町東池田１番地13
破産者　南　貴巳雄
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第４７号
徳島県阿南市富岡町東池田１番地13
破産者　南　　輝美
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第２６号
香川県仲多度郡琴平町865番地
破産者　松本　　敏
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４４号
香川県善通寺市善通寺町1921番地４
破産者　石谷地麻季（旧姓堤）
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２８３号
愛媛県松山市大手町２丁目３番地31
破産者　坂本　由紀
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７５号
熊本市中央区出水３丁目７番38―２号　ローズガーデン壱番館203号、前住所熊本市出水７丁目24番８号
破産者　坂井　充代（旧姓辛川）
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３７号
和歌山市六十谷175番地の36
破産者　上田　重弥
１　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
２　一般調査期日　平成25年９月30日午後１時50分
平成25年８月９日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５８号
熊本県玉名市安楽寺1089番地の４
破産者　有限会社中原建設
１　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
２　一般調査期日　平成25年10月１日午前11時30分
平成25年８月８日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目37番３号クラスター坂西203号、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目４番２号
破産者　灘波　伸幸
１　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
２　一般調査期日　平成25年10月10日午前10時５分
平成25年８月８日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
北九州市小倉南区津田新町３丁目15番１号
破産者　有限会社ミユキ
１　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
２　一般調査期日　平成25年９月24日午前11時30分
平成25年８月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５３号
北九州市小倉南区長野本町２丁目３番１―501号
破産者　三林　美雪
１　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
２　一般調査期日　平成25年９月24日午前11時40分
平成25年８月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５０号
京都府久世郡久御山町島田苗代７番地５
破産者　曽束　廸男
１　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
２　一般調査期日　平成25年11月26日午前11時
平成25年８月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
岩手県奥州市胆沢区小山字上柴山78―４、住民票上の住所青森県中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平65番地１
破産者　西川　悦男
１　破産債権の届出期間　平成25年10月３日まで
２　一般調査期日　平成25年11月14日午前10時30分
平成25年８月８日　盛岡地方裁判所水沢支部